

奥出雲町が景観行政団体に

良好な景観形成を目指して

景観施策への積極的な取組・推進を目的とした、景観に関する初の総合的な法律として「景観法」が平成16年に公布されました。

この法律に基づき、奥出雲町では県知事の同意の得て、今年10月1日に『景観行政団体』となりました。

今後は、景観行政の総合的な指針となる景観計画を町民の皆さんと共に策定し、良好な景観形成を目指します。

県内では松江市、出雲市、大田市、津和野町、海士町に続き、6番目になります。

【お問い合わせ先】

地域振興課 有線 31-5261
電話 54-2524

しまね企業ガイダンス

県内企業の採用担当者が会社概要や採用計画などを情報提供する企業説明会を開催します。

日時・場所 平成22年11月28日(日)
くにびきメッセ

対象者 平成24年3月卒業予定の
大学・短大・高専・専修学校の
学生

内容 個別企業説明ほか
(13:00~16:30)

参加企業

10月中旬頃から「ジョブカフェしまね」
のホームページに順次掲載

<http://www.jobcafe-shimane.jp>

お問い合わせ先 ジョブカフェしまね
電話 0852 28 0694

全国一斉 女性の人権ホットライン 強化週間

近時、DV(ドメスティック・バイオレンス)をはじめとする「女性に対する暴力」、「セクシュアル・ハラスメント」、「ストーカー行為」など、女性をめぐる人権問題は、社会的に大きな問題となっています。

法務局では、女性からの相談を専門に取り扱う専用相談電話を設置して、女性に対する人権侵害に関する相談に応じます。

相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

相談ダイヤル(松江地方法務局)

0570-070-810

【期間】平成22年11月15日(月)~21日(日)

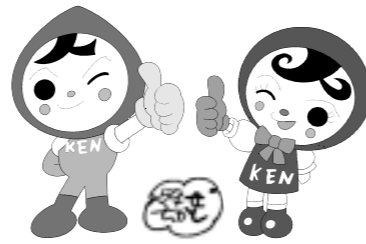
【時間】午前8時30分~午後7時

ただし、土曜日・日曜日は午前10時~午後5時

【主催】松江地方法務局・島根県人権擁護委員連合会

【お問い合わせ先】町民課 町民福祉係

有線:20-4101 電話:52-2674



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 & 人KENあゆみちゃん

コイヘルペス病について調査しています

~ 発生後の対応と経過報告 ~

8月に町内で発生したコイヘルペス病については、現在、県及び町において調査中です。

コイヘルペス病の発生を受け、島根県内水面漁業管理委員会の指示に基づき、斐伊川水系はコイの持ち出し禁止範囲に指定されました。

また、発生した地域でコイを飼っている方には、島根県知事から「まん延防止措置命令」が出され、コイの移動が禁止されています。

コイヘルペス病は、未解明な点が多く、調査も難しく、原因の究明が困難となる場合が多くあります。

【お問い合わせ先】 島根県松江水産事務所 電話:0852-32-5703

役場 農業振興課 有線:31-5288 / 電話:54-2513

コイヘルペス病は、コイ特有の病気で、コイ以外の魚類や水産動物、ヒトに感染することはありません。仮に感染したコイを食べたり触ったりしても、人体への影響はありません。

町長への手紙

次のことにご留意のうえ、皆さんのアイデアや夢のあるご提案をお寄せください。

町政以外を対象としたご提案は、ご遠慮ください。

・他人の中傷や営利目的に使用しないでください。

・1回のご提案につき1テーマ300字程度までとし、簡潔に記入してください。

・頂いたご提案については、匿名により町の広報誌やホームページなどに概要を公表することがあります。

提案の方法

郵送.....下記用紙に記入のうえ、切り取って封をしてから投函してください。

記入欄が足りない場合は、別の用紙にご記入いただき、同封の上投函してください。
(切手は不要です。)

-----ここで折ってください。-----

-----切り取り -----

ご提案の内容について確認させていただく場合がありますので、ご住所・お名前・お電話番号をご記入ください。
ご住所・お名前のご記入がない場合には、対応いたしませんのでご了承ください。

(個人情報保護により、記載されたご住所・お名前などは、他の目的には使用しません。)

あなたの 干
ご住所

(お電話番号 -)

お名前

男・女 [歳]

ご提案内容

-----切り取り -----

-----ここで折ってください。-----

-----ここで折ってください。-----

-----切り取り -----